

佐賀県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第二十九号

佐賀県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

佐賀県障害者施策推進協議会条例（昭和四十七年佐賀県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十条第三項」を「第三十六条第三項」に改め、「基づき」、「の下に」、「同条第一項に規定する合議制の機関として設置する」を加え、「及びその委員」を「の組織及び運営」に改める。

第二条第二項及び第三項並びに第三条第二項中「及び」を「並びに」に、「福祉」を「自立及び社会参加」に改める。

附則

この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）（附則第一条第一号に定める日から施行する）。

佐賀県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第三十六条第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する場合の機関として設置する佐賀県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者並びに障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。</p> <p>3 学識経験のある者、障害者並びに障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(専門委員)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 専門委員は、学識経験のある者、障害者並びに障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。</p> <p>3 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第三十条第三項の規定に基づき、佐賀県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）及びその委員に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。</p> <p>3 学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(専門委員)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 専門委員は、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。</p> <p>3 略</p>